

事 務 連 絡  
令和5年4月24日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会  
理事長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への政府の支援について（お知らせ）

標記について、国土交通省自動車局から、別紙のとおり通知がありました。

令和5年2月10日に改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、令和5年5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、同方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、政府では事業者等の自主的な感染対策の取組に対し情報提供の支援を行う予定とされています。

なお、業種別ガイドライン廃止に際しての留意事項や、位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方等については、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より、別添により通知がありましたので、各都道府県バス協会におかれましては、取組の参考としていただけるよう、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

以上

担 当：技術安全部 田中、横山  
(TEL) 03-3216-4015

事務連絡

令和5年4月6日

公益社団法人 日本バス協会理事長 殿  
公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿  
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会理事長 殿  
一般社団法人 全国個人タクシー協会理事長 殿  
一般社団法人 全国レンタカー協会会長 殿

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの  
廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について（お知らせ）

令和5年2月10日に改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、令和5年5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、同方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、政府は事業者等の自主的な感染対策の取組に対し情報提供の支援を行うこととしています。

今般、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より、業種別ガイドライン廃止に際しての留意事項や、位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方等について別添により通知がありましたので、貴会における取組の参考としていただけるようお知らせします。

ご不明な点等ありましたらお知らせください。

（別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について（依頼）」